// ± //	late A	工文学术** 2017 (1017) 1711 171 171 171 171 171 171 171 171				
4 2	住宅政策本部	民間住宅施策の推進 等				
事業概要	・重層的な住宅セーフティネット機能強化への期待の高まりや、空き家の増加、マンションのいわゆる「二つの老い」への対応など、住宅政策を取り巻く環境の大きな変化や、住宅の脱炭素化、ポストコロナの「新たな日常」への対応などの新たな課題等に的確に対応するため、東京都住宅マスタープランに掲げる目標の実現に資するよう、支援等を展開している。					
	1 民間住宅の脱炭素化の推進					
	令和4年6月 省	エネ・再エネ住宅推進プラットフォーム 設立				
これまでの経過	2 空き家対策の推進					
	平成 29 年 5 月 東 平成 30 年 6 月 東 平成 31 年 3 月 「 平成 31 年 4 月 先 令和元年 10 月	正市町村支援事業を開始 京都空き家対策連絡協議会を設置 京都空き家利活用等普及啓発・相談事業を開始 東京空き家ガイドブック」を作成し、区市町村等に配布 認い空き家対策東京モデル支援事業を開始 リアリノベーション推進支援事業を開始 に間空き家対策東京モデル支援事業を開始 ででき家対策東京モデル支援事業を開始 を関立し、区市町村等に配布				
	3 良質な民間住宅の供給等					
		既存住宅の流通促進に向けた指針」、「既存戸建住宅 購入ガイド 新築にとらわれない住まい選び〜」を策定・公表				
		存住宅流通促進事業者グループ登録制度を創設 物状況調査等への補助を開始				
	令和元年5月 東	京リフォームモデルハウス事業開始				
	及	安心して既存住宅を売買するためのガイドブック(戸建住宅編)」 び「同ガイドブック(マンション編)」を改定				
	令和3年3月	「東京既存住宅ガイドブック」を作成				
	4 民間賃貸住宅を活用した住宅セーフティネットの推進					
		高齢者や子育て世帯、障害者などの住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅(セーフティネット住宅)を登録する制度を運用開始				
		居住支援法人の申請受付開始				
		東京都住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進計画を策定				
	1	2-フティネット住宅のうち住宅確保要配慮者のみ入居可能な専用 主宅(以下「住宅確保要配慮者専用住宅」という。)の改修や家賃・ 家賃債務保証料の低廉化に係る貸主等への補助を行う区市町村に				

対する支援開始

これまでの経過

現

在の進

行状

況

平成 30 年 7 月 国の施行規則改正により、セーフティネット住宅の登録申請手続 を簡素化 平成30年10月 東京都都市整備局関係手数料条例を改正し、登録手数料を無料化 令和元年6月 セーフティネット住宅の少額短期保険等保険料に係る貸主等への 補助を行う区市町村に対する支援開始 令和2年1月 都内セーフティネット住宅の愛称を設定(「東京ささエール住宅」) 住宅確保要配慮者専用住宅の登録に協力した貸主及び事業者に 令和2年4月 対する報奨金及び見守り機器の設置費等に係る貸主への補助を 開始 新型コロナウイルス感染症緊急対策の一環として、 令和2年6月 住宅確保要配慮者専用住宅の家賃低廉化補助の限度額を拡充 令和2年12月 セーフティネット住宅の登録事務を支援する取組を開始 令和3年6月 居住支援ネットワークの強化や居住支援サービスの提供に 取り組む居住支援法人を支援するモデル事業を実施 (令和4年度まで) 令和4年3月 東京都住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進計画を改定 令和4年4月 住宅確保要配慮者専用住宅の設備改善費に係る貸主への 補助を開始

5 安全で良質なマンションストックの形成

平成28年3月 「良質なマンションストックの形成促進計画」策定

(計画期間:平成28~37年度)

平成31年3月 「東京におけるマンションの適正な管理の促進に関する条例

(以下「マンション管理条例」という。)」を制定・公布

令和2年3月 「東京マンション管理・再生促進計画」策定

(計画期間:令和2~11年度)

令和2年4月 マンション管理状況届出制度開始

令和4年3月 「東京マンション管理・再生促進計画」改定

(計画期間:令和3~12年度)

令和4年4月 マンション管理計画認定制度開始(都は町村部において実施)

1 民間住宅の脱炭素化の推進

- ・省エネ・再エネ住宅推進プラットフォーム連絡協議会を開催
- ・プラットフォーム会員団体が行う省エネ・再エネ住宅普及促進補助事業を実施
- ・既存住宅省エネ改修促進事業を実施

2 空き家対策の推進

- ・空き家利活用等区市町村支援事業や先駆的空き家対策東京モデル支援事業、エリアリノベーション推進支援事業により区市町村へ財政支援
- ・東京都空き家対策連絡協議会において、他自治体の取組の情報共有や専門知識習得等 技術的支援、課題解決に向けた共同検討を実施。計 17 回開催
- ・空き家の発生抑制・有効活用・適正管理に関する普及啓発の取組と、空き家所有者等 からの相談に無料で応じるワンストップ相談事業を一体的に実施

現在の進行状

況

・民間空き家対策東京モデル支援事業により、民間事業者等が企画提案する空き家対策 の取組に直接、財政支援を実施

3 良質な民間住宅の供給等

- ・既存住宅の売買に当たり、不動産・建設・建築士など関係事業者が連携して消費者に 適切な情報提供や相談対応等を行う既存住宅流通促進事業者グループの登録を実施。 令和4年9月末時点 6グループを登録
- ・リフォームされた住宅をモデルハウスとして公開し、リフォームを体感できる「東京 リフォームモデルハウス事業」を実施

4 民間賃貸住宅を活用した住宅セーフティネットの推進

- ・住宅確保要配慮者専用住宅の改修や家賃・家賃債務保証料の低廉化に係る貸主等への 補助を行う区市町村に対する支援
- ・セーフティネット住宅の少額短期保険等保険料に係る貸主等への補助を行う区市町村 に対する支援
- ・住宅確保要配慮者専用住宅の登録等を条件とした貸主及び事業者に対する報奨金や、 住宅確保要配慮者の居住の安全性等を高める住宅設備改善費に係る貸主に対する 補助
- ・高齢者を受け入れるセーフティネット住宅の見守り機器の設置費等に係る貸主に 対する補助
- ・居住支援に係る関係機関との間で連携強化を図り、住宅確保要配慮者の属性や状況に 応じたきめ細かい居住支援サービスを提供する居住支援法人に対する支援
- ・住宅確保要配慮者に入居支援・生活支援等を行う居住支援法人を指定
- ・令和4年9月末時点 セーフティネット住宅を46,963 戸登録、居住支援法人を47者 指定
- ・東京都居住支援協議会による区市町村居住支援協議会の設立促進や活動支援を実施。 令和4年9月末時点 28区市で設立

5 安全で良質なマンションストックの形成

- ・マンションポータルサイトによる情報発信や「マンション管理ガイドブック」による 普及啓発、管理や改修・建替えに関するアドバイザーを派遣。また、(独法) 住宅金 融支援機構のマンション共用部分リフォーム融資への利子補給や東京都優良マンション登録表示制度を実施
- ・助成制度(アドバイザー派遣、耐震診断、耐震改修)を実施するとともに、過去に耐震診断を実施するなど、耐震化に向けて取り組んだものの耐震改修に至っていない分譲マンションの管理組合等に対し、建築士等の専門家を繰り返し派遣することにより、耐震化を推進
- ・区市のまちづくりと連携してマンション建替えを促進する「マンション再生まちづくり制度」の実施
- ・専門家が管理や改修・建替えに関する相談に対応する「分譲マンション総合相談窓口」 を開設
- ・「東京におけるマンションの適正な管理の促進に関する条例」に基づき、「東京におけるマンションの適正化に関する指針」を制定・告示

在 \mathcal{O} 進 行 状 況

- ・マンション管理条例に基づく要届出マンション(昭和58年12月31日以前に新築さ れた住戸数6以上の分譲マンション)に対し、管理状況等について届出(電子的届出 も可能)を求め、その状況に応じた助言・指導等を実施。令和4年9月末時点 届出 率 86.1%
- ・町村部に適用する東京都マンション管理適正化推進計画を策定 (区部及び市部においては、1区3市で計画を策定)

1 民間住宅の脱炭素化の推進

・プラットフォーム活動を通じて住宅関係団体との連携を深め、都民の気運醸成を図る ことで省エネ・再エネ住宅を普及促進し、民間住宅のゼロエミッション化を推し進め ていく。

2 空き家対策の推進

・今後、高齢化の進展、人口・世帯数の減少が見込まれる中、空き家の増加が懸念され るため、適正管理・有効活用・発生抑制の3つの視点から、幅広い空き家対策に取り 組んでいく。

3 良質な民間住宅の供給等

・大切に維持管理されている良質な住宅が、適切にその価値を評価され、安心して住宅 市場で売買等が行われるような市場の整備に取り組んでいく。

4 民間賃貸住宅を活用した住宅セーフティネットの推進

- ・東京ささエール住宅は、住宅セーフティネット制度の普及啓発や貸主の不安軽減策等 を効果的に実施することで供給を促進していくとともに、より住宅確保要配慮者の居 住の安定に資する専用住宅の一層の供給促進に向けて取り組んでいく。
- ・住宅確保要配慮者の賃貸住宅への入居や生活を支援する居住支援法人、要配慮者への 居住支援を担う関係者が集う居住支援協議会などの枠組みを活用した居住支援の取 組を促進していく。

5 安全で良質なマンションストックの形成

- ・マンション管理や再生に関する普及啓発や支援策を引き続き行うとともに、「東京に おけるマンションの適正な管理の促進に関する条例」に基づき、令和2年4月から開 始の管理状況届出制度により、マンションの管理状況を把握し、管理状況に応じた助 言・支援等を実施するとともに、「東京 マンション管理・再生促進計画」に定める目 標の実現に向け、適正な管理や円滑な再生を促進していく。
- ・令和4年4月から開始されたマンション管理計画認定制度の普及を促進するため、 制度の実施主体である区市を支援していく。
- •「ゼロエミッション東京」の実現のため、マンションの環境性能の向上を図る取組を 進めていく。

問い合わせ先

住宅政策本部 民間住宅部 計画課

電話 | 03-5320-5005

今 後 \mathcal{O} 見 通